議案第７号

資料１－１

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

１　改正理由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、「富里市国民健康保険財政運営方針」に基づき税率を変更するものです。

２　改正内容

⑴　税率の改定

富里市国民健康保険財政運営方針に基づき税率を次のとおり改めます。

		改正後	改正前
基礎課税額	所得割	８．０％	８．０％
	均等割	２６，５００円	２３，０００円
	平等割	３６，０００円	３６，０００円
後期高齢者支援金等課税額	所得割	３．３％	３．３％
	均等割	１５，４００円	１２，０００円
介護納付金課税額	所得割	２．３％	２．３％
	均等割	２０，０００円	１６，０００円

※基礎課税額所得割及び平等割、後期高齢者支援金課税額所得割、介護納付金課税額所得割は、改正を行いません。

※子ども・子育て支援金分については、千葉県が示す標準保険料率に合わせて改正します。

⑵　税率改正による国民健康保険税（現年調定額）の増加見込額

区分	増加見込額
基礎課税額分	２１，０９５，０００円
後期高齢者支援金等課税額分	１７，９４６，０００円
介護納付金課税額分	５，１５５，０００円
合計	４４，１９６，０００円

３　施行期日

令和９年４月１日